

An aerial photograph of a city skyline during sunset. The sky is filled with soft, orange and pink clouds. In the foreground, a prominent red building with a flat roof is visible. Behind it, several tall skyscrapers rise into the sky. The overall scene is a wide-angle shot of an urban landscape.

「屋外広告物について」

建設緑政局 道路河川管理部 路政課
屋外広告物係

も



1 屋外広告物の規制について

く



2 路上違反広告物について

じ



3 屋外広告物の適正管理について

1 屋外広告物の規制について



1 屋外広告物の規制について

1 関係法令

屋外広告物法 （昭和24年6月3日法律第189号）

（目的）

第一条 この法律は、**良好な景観を形成**し、若しくは**風致を維持**し、又は**公衆に対する危害を防止**するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。



川崎市屋外広告物条例 川崎市屋外広告物条例施行規則

～なぜ規制が必要なのか～

屋外広告物は、有効な情報伝達手段であり、街を活気づけるものです。しかし、広告物に必要な規制をせず放置した場合、広告物が無秩序な状態で氾濫してしまい、周囲の景観との調和が崩れ、都市の景観や自然の風致をそこなうこととなります。

また、屋外広告物は、その設置や管理が適切に行われないと、公衆に危害を与える可能性があります。

1 屋外広告物の規制について

2 屋外広告物の定義

《屋外広告物法 第2条》

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆に表示されるもの
- 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物や工作物に表示されたもの とこれらに類するもの

上記要件をすべて満たしていれば、例えば…
家の表札も屋外広告物です！



1 屋外広告物の規制について

3 屋外広告物の種類



1 屋外広告物の規制について

4 主な規制

(1) 許可が不要な自家広告物

許可申請手続きをしなくても屋外広告物を表示できる場合

(2) 許可が必要な広告物

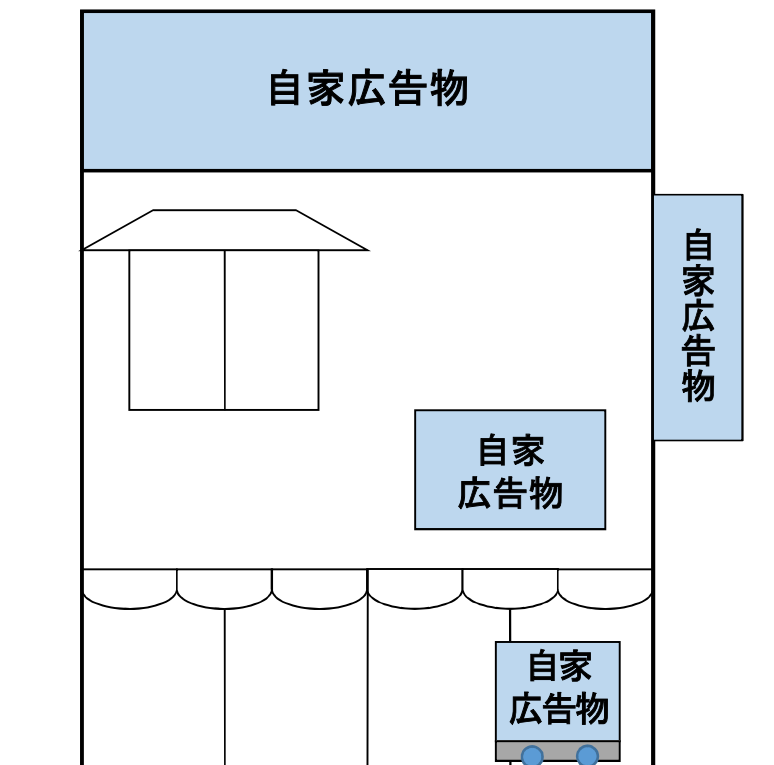
許可申請手続きをすれば屋外広告物を表示できる場合

(3) 違反広告物

屋外広告物を表示できない場合

1 屋外広告物の規制について

(1) 許可が不要な自家広告物



「自家広告物」とは

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件

※置き看板等は、道路上には設置できません。

総表示面積**10m²**以内（禁止地域内:5m²以内、景観計画特定地区:0.5m²以内）

1 屋外広告物の規制について

(2) 許可が必要な広告物

総表示面積が[※]**10m²**を
超える自家広告物

※一般的な基準



自家広告物**以外**の
広告物



許可申請が必要！

次ページから、主な広告物の基準を紹介します！

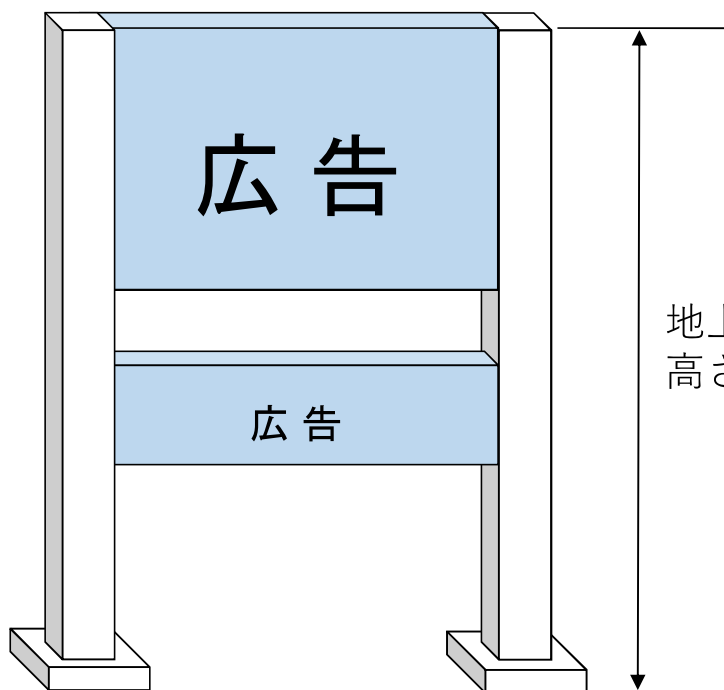


1 屋外広告物の規制について

(2) 許可が必要な広告物

～主な広告物の基準～

①自立型のもの（地上に建植しているもの）



総表示面積 **100m²以内**

地上から広告物上端までの
高さ **30m以下**※

※高度地区の指定がある場合は…

第1種高度地区 **10m以下**

第2種高度地区 **15m以下**

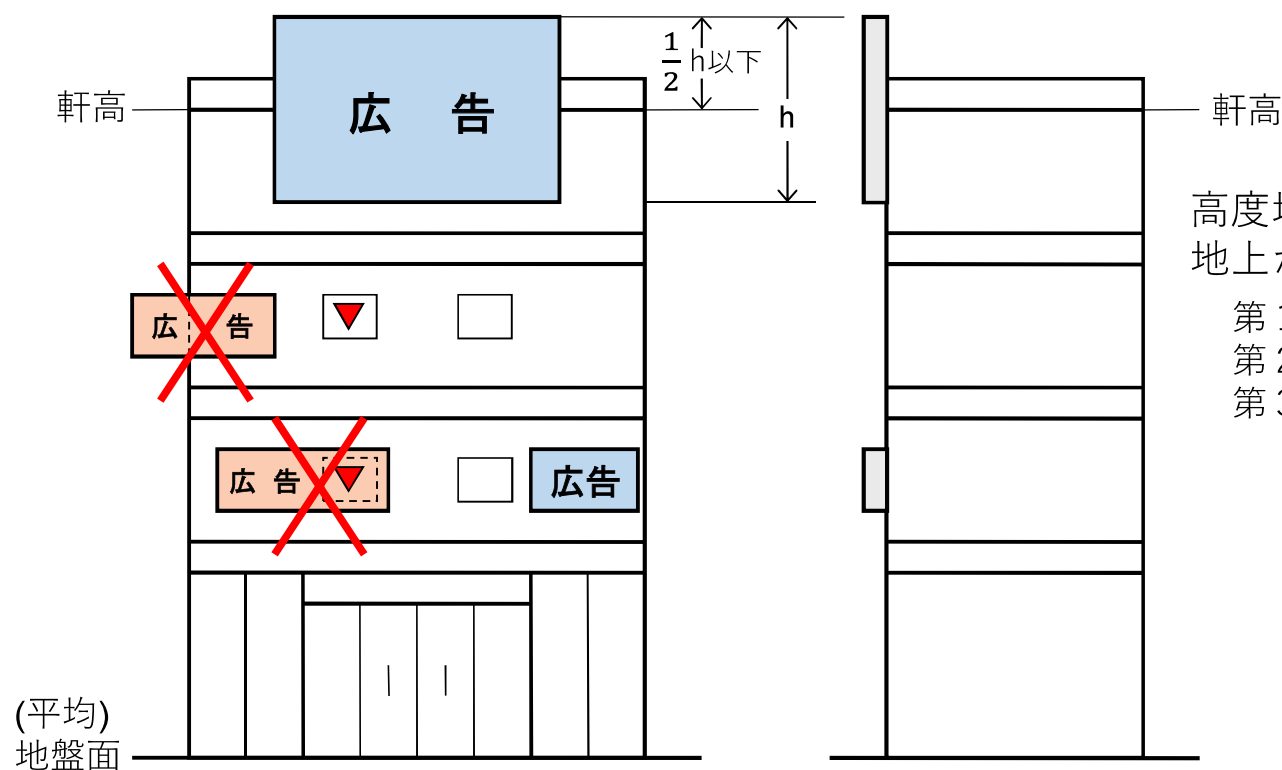
第3種、第4種高度地区 **20m以下**

1 屋外広告物の規制について

(2) 許可が必要な広告物

～主な広告物の基準～

②建築物の壁面を利用するもの



高度地区の指定がある場合の
地上から広告物上端までの高さ

第1種高度地区 **10m以下**

第2種高度地区 **15m以下**

第3種、第4種高度地区 **20m以下**

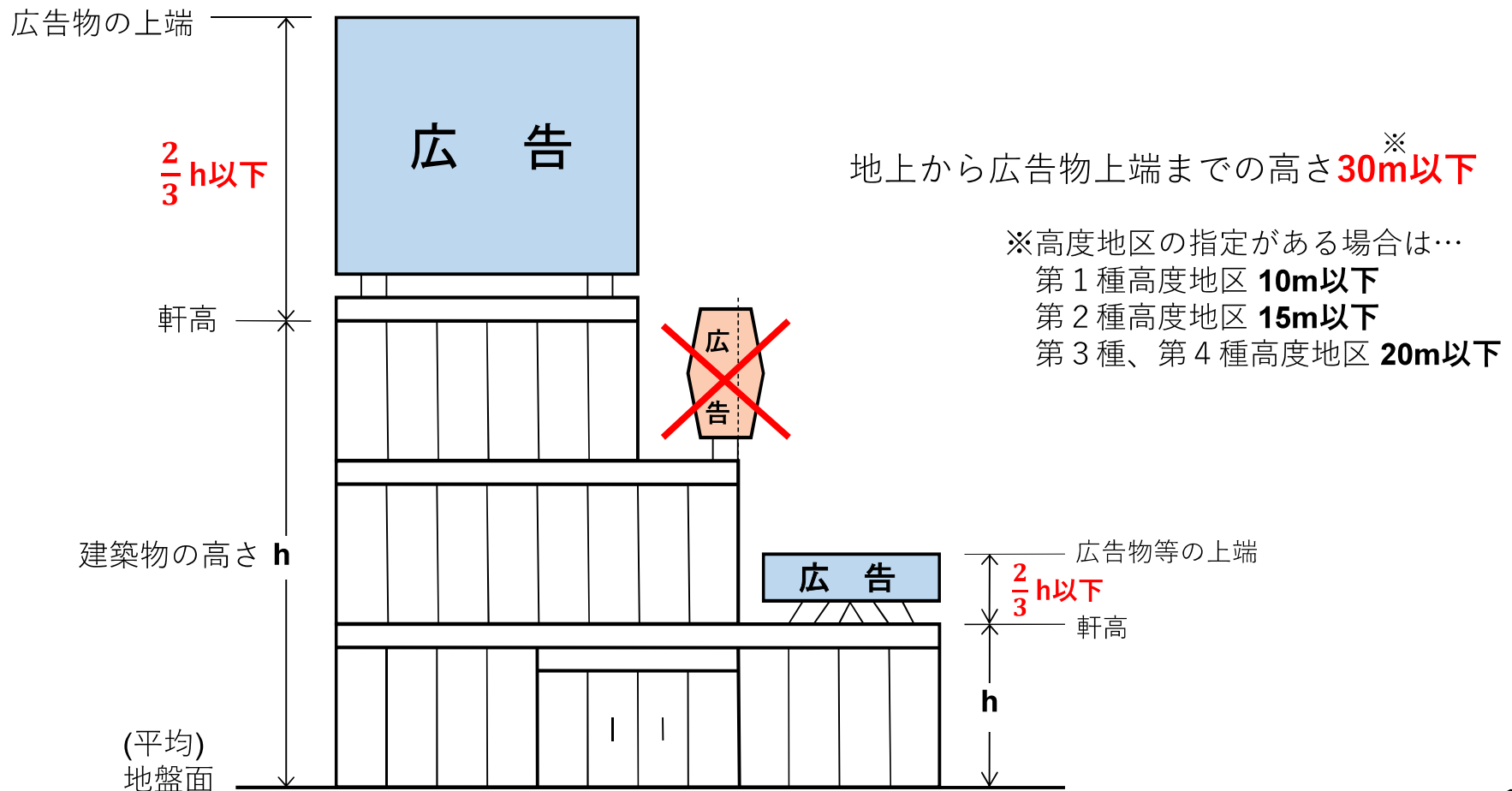
総表示面積 **1 壁面の面積の5分の2以下**

1 屋外広告物の規制について

(2) 許可が必要な広告物

～主な広告物の基準～

③建築物の上部を利用するもの

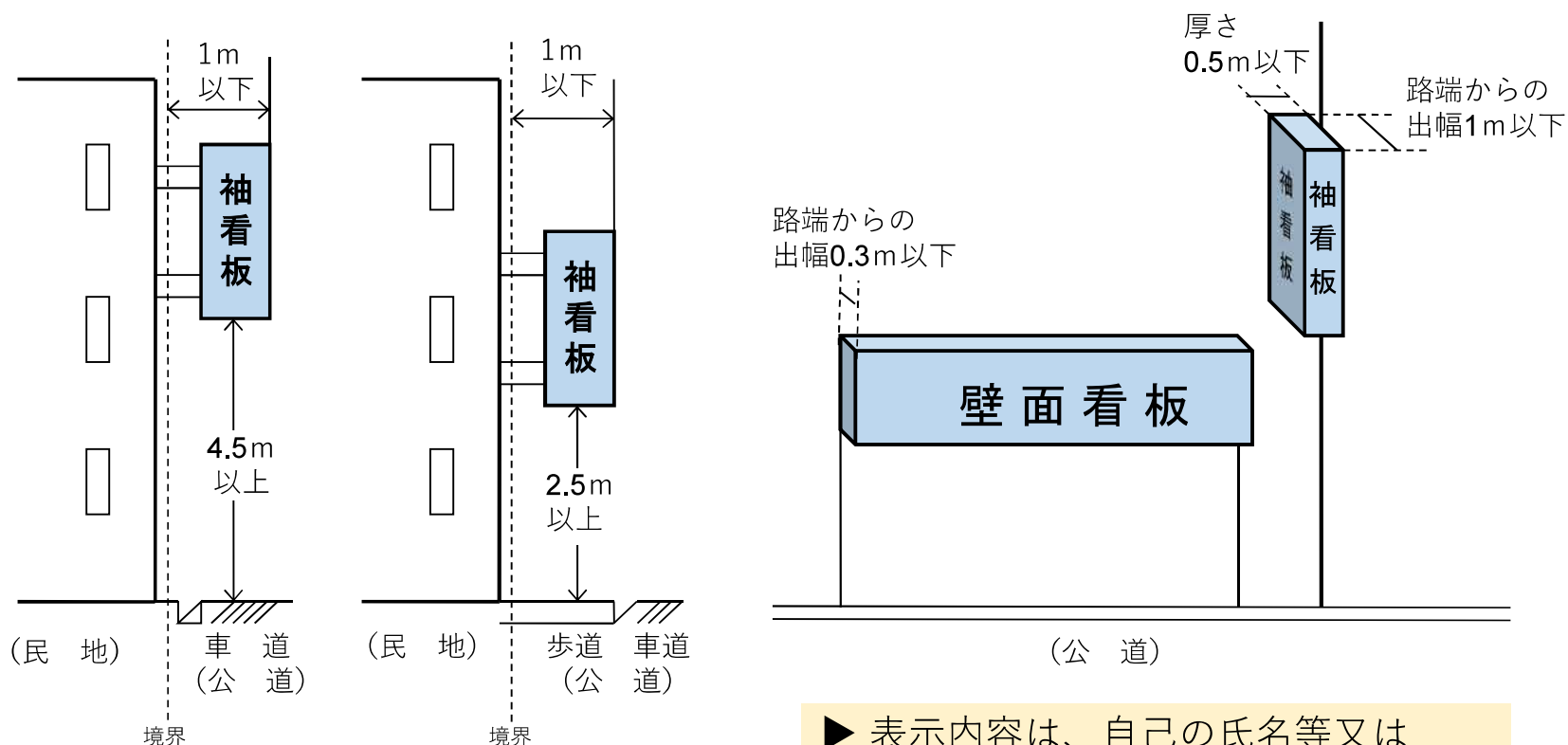


1 屋外広告物の規制について

(2) 許可が必要な広告物

～主な広告物の基準～

④道路の上空に表示するもの（袖看板、壁面看板）



袖看板の表示面積 **50 m² 以内**
(道路占用の有無問わず)

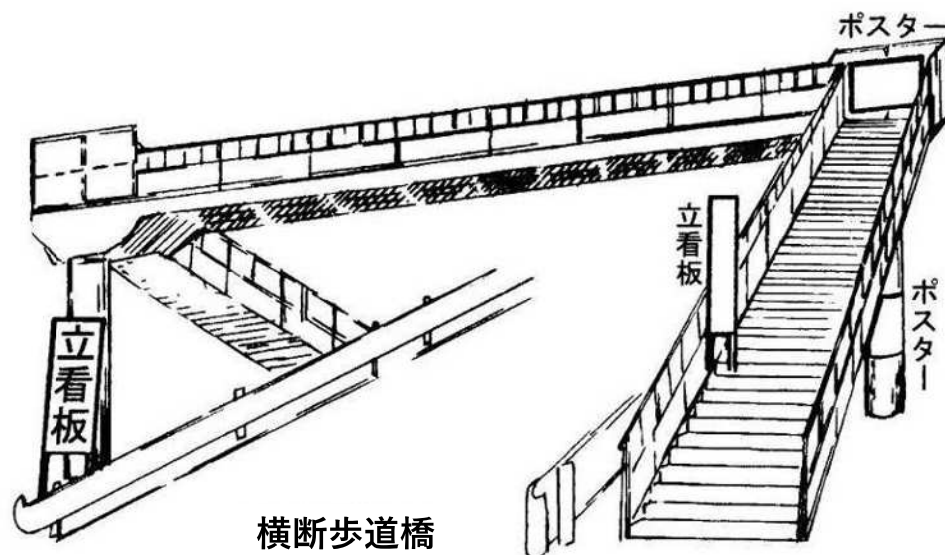
- ▶ 表示内容は、自己の氏名等又は自己の事業・営業の内容であること
- ▶ 「道路占用許可」が必要

1 屋外広告物の規制について

(3) 違反広告物

～禁止物件の例～

- ▶ 許可基準（規格）に適合しないもの
- ▶ 禁止地域、禁止物件等の規定に反するもの



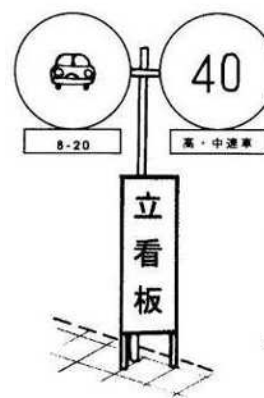
街灯



電柱



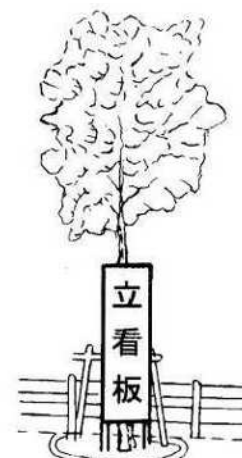
送電塔



道路標識



道路上の柵

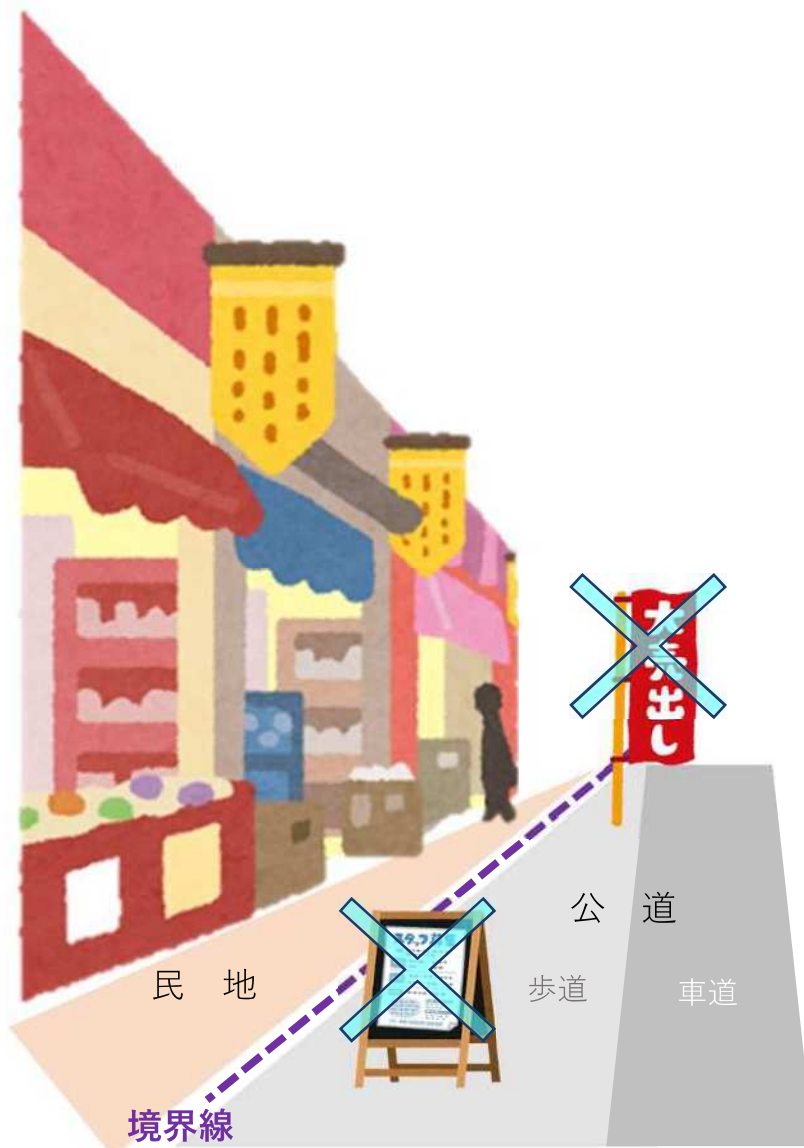


並木

2 路上違反広告物について



2 路上違反広告物について



路上違反広告物があると…

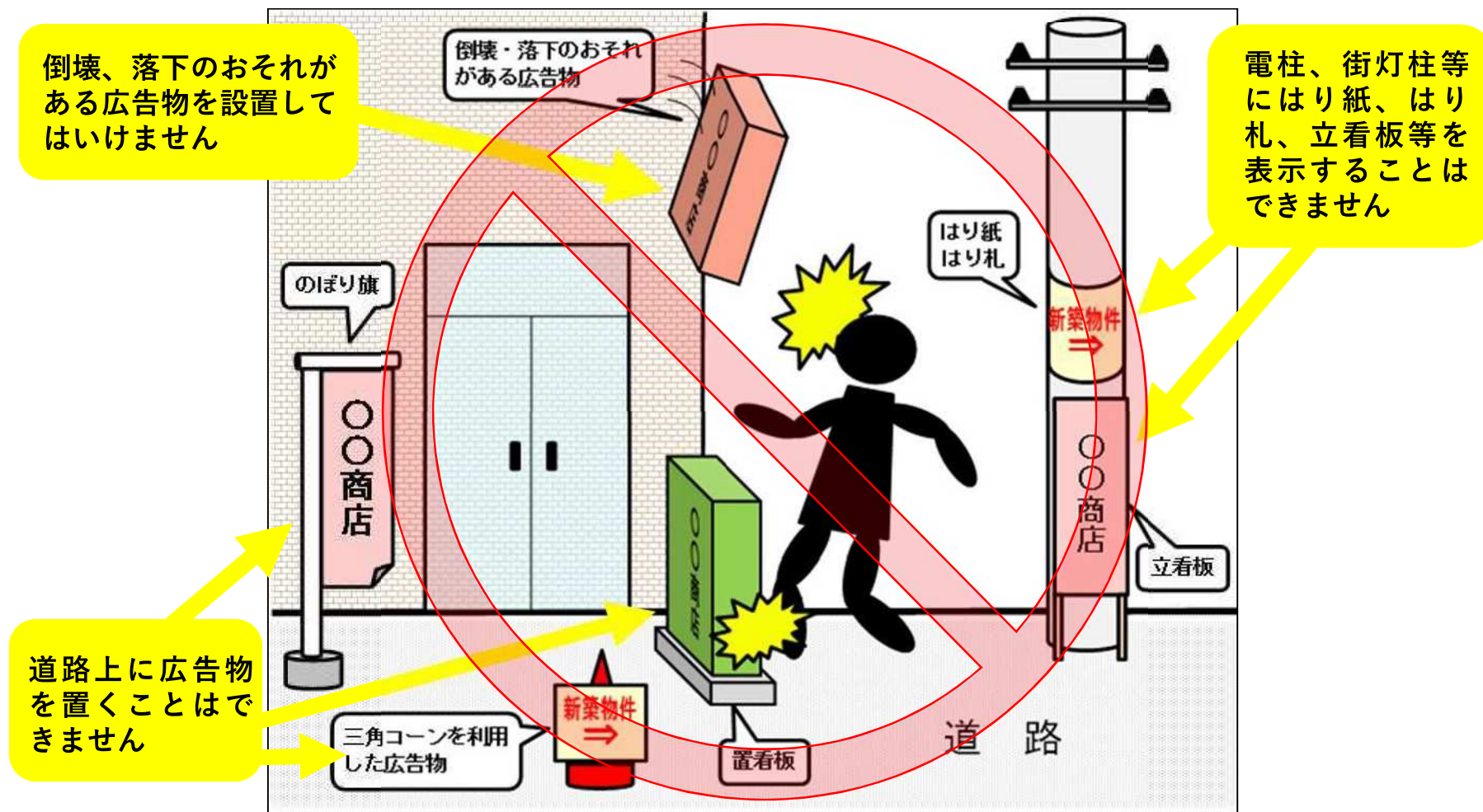
- ▶ 歩行者、自転車、自動車等の通行の支障となり、事故の要因となる
- ▶ 火災、地震等災害時の緊急車両の通行や活動の支障となる

屋外広告物条例のほかに、
道路法及び**道路交通法**
の違反対象となります！



2 路上違反広告物について

～違反となる広告物の例～



基準（規格）に適合しない広告物を表示・設置することはできません！

3 屋外広告物の適正管理について



あなたの看板、安全ですか？

屋外広告物は、風や雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、劣化が発生し、落下や倒壊の危険性が高まっているかもしれません。

平成27年2月、北海道札幌市内で店舗ビルの看板の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。



- ▶屋外広告物の設置者又は管理者は、**良好な状態に保持**しなければならない管理義務があります。
- ▶事故が発生した場合、**責任を問われる場合があります。**

3 屋外広告物の適正管理について

～事故事例～

時期	内容
2007.06	新宿駅西口にある雑居ビルのイタリア料理店の看板落下。女性が下敷きになり、骨盤骨折の重傷を負った。詳細は下記の事故事例参照。
2007.08	銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が燃えた。JR有楽町駅に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動して消火にあたった。
2013.03	JR赤羽駅前のバス停留所で、強風の影響で看板が飛ばされ、通行中の30歳の男性に直撃した。看板は、横が約1メートル50センチ、縦が約80センチの大きさで、男性は右手首が折れた他、顔にもケガをした。
2013.05	新宿駅西口近くの10階建てビル屋上に設置された消費者金融の看板のステンレス製枠の一部が落下。約35m下の歩道を歩いていた女性に当たり軽傷。
2013.10	秋葉原にある家電量販店の看板枠材が落下する恐れがあり、東京消防庁は、はしご車を出動させ応急処置にあたった。けが人なし。
2014.03	西武新宿線の鷲ノ宮駅の上りホームで、高さ約4mの天井から2本の支柱でつり下げていた重さ約22kgの金属製案内看板が落下。けが人なし。

出典元：屋外広告物適正化推進委員会 平成27年9月発行『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』P13

3 屋外広告物の適正管理について

～事故事例～

時期	内容
2014.05	神戸市中央区の JR 神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄県地方を襲撃した台風 8 号(ノグリー)の強風によりアイスクリーム店の看板が倒壊した。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、30 年間、看板本体の安全点検は目視による確認しか行っていなかった。

【事故事例】イタリア料理店の看板落下（2007年 6月 新宿）

落下した看板は、雑居ビル 1 階のイタリア料理店のもので、大きさは縦 1.5 m、横 5 m、地上高約 3 m に設置されていた。材質はスチール製で、かなりの重量があった。会社員の女性が店に入ろうとしたときに落下し、横倒しになった。事故に巻き込まれ下敷きになった女性は、骨盤骨折の重傷。落下した看板を動かそうとした男性も手に軽傷を負った。警視庁新宿署は業務上過失傷害の疑いもあるとみて、ビル管理者や店側などから事情を聴いた。

3 屋外広告物の適正管理について

落下、破損等による事故の未然防止のため、
定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

サビ	汚れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やボルトのサビは、 破損の第1歩！	サビ汁がたれていたら、 内部が腐食しているかも！	板面のズレや取付具の欠 落は落下の前触れ！	漏電の場合は火災の 危険も！
			

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により**多額の費用**がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われる場合もあります。

3 屋外広告物の適正管理について

日常点検で危険な兆候を見つけたら、
信頼できる専門業者に相談しましょう！

◇老朽化した看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して、内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替え等の対策を行いましょう。

◇震度5強以上の地震や大型台風の後等は、専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

早期発見で事故防止、
早期対応で費用を
抑えましょう！



川崎市 屋外広告業

検索



専門業者は、川崎市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者を是非ご活用ください。
登録（届出）業者は、市のホームページでご覧いただけます。

●市ホームページ

川崎市 屋外広告物

検索



●問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 16階

川崎市 建設緑政局 道路河川管理部 路政課 屋外広告物係

電話 044-200-2814
FAX 044-200-3978
E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp